

## 川尻公園墓地使用者募集要項

- 1 募集区画 川尻公園墓地
  - (1) 場 所 呉市川尻町大原地内
  - (2) 区画数 既設空き 1区画 (面積 5㎡)
  - (3) 使用料等 1区画当たり 120万円  
(内訳 永代使用料 100万円, 永代管理料 20万円)
  
- 2 申込みのできる人(申込みは、1世帯につき1区画とします。)
  - (1) ご自身で使用する墓地が必要な人(他人のための申込み, または転売や又貸ししたりすることはできません。)
  - (2) 呉市に本籍又は住所を有する人
  - (3) 現在, 川尻公園墓地の使用者でないこと。  
※ 承継手続した使用者を除きます。
  - (4) 納付期限内(平成31年1月16日(水)まで)に使用料等を納付できる人
  
- 3 申込方法
  - (1) 申込みに際しては, 事前に現地の確認をお願いいたします。
  - (2) 必要な書類 「使用申込書」, 必要に応じ「委任状」
  - (3) 受 付
    - ア 期 間 平成30年11月12日(月)～平成30年11月30日(金)  
(土・日・祝日を除く。) (郵送は必着)
    - イ 受付時間 8時30分から17時15分まで
    - ウ 申込場所 呉市役所 環境政策課(呉市役所7階)  
(郵送の方)『〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号  
呉市役所 環境政策課 川尻公園墓地申込担当宛』  
までお願いいたします。  
※ 電話, FAX, メールでの申込みはできません。
  - (4) 申込期間終了の結果, 1者しか申込みのなかった場合は, 抽選を行いません。  
抽選のない申込者には, 使用許可申請書を送付します。  
募集区画に複数の申込みがあった区画については, 抽選会(平成30年12月18日(火))に抽選を行います。後日「抽選会のお知らせ」を送付します。  
(「抽選会のお知らせ」には, 抽選番号が記してあります。抽選会にお持ちください。)  
※ 代理人による申込みには「委任状」が必要です。  
(申込資格や内容に不明確な点がありますと受け付けできない場合がありますので, なるべく御本人が手続きしてください。)  
※ 辞退される場合は, 平成30年12月7日(金)までに「辞退届」を提出してください。  
※ 申込状況の御確認は, 環境政策課(25-3298)まで。

#### 4 抽 選 会

(1) 日 時 平成30年12月18日(火) 14時30分～(14時00分から受付)

(2) 場 所 呉市中央4丁目1番6号 呉市役所 7階 752会議室

※ 遅刻及び欠席した場合は、辞退されたものとみなします。

※ 抽選会への代理人の出席は可ですが、「委任状」が必要です。(意思決定のできる方での代理をお願いします。)

※ 「抽選会のお知らせ」をお持ちください。抽選会についての詳細は、「抽選会のお知らせ」に記載します。

#### 5 墓地使用許可申請

(1) 必要な書類

- ・ 墓地使用許可申請書

(2) 提出期間 平成30年12月18日(火)～平成30年12月26日(水)

(土・日・祝日を除く。) (郵送は必着)

(3) 提出場所 呉市役所 環境政策課 (呉市役所7階)

※ 期限までに申請がない場合、辞退されたものとみなします。

#### 6 使用料等の納付及び使用許可証

(1) 墓地使用許可申請書提出後、使用料及び管理料の納付書を送付しますので、平成31年1月16日(水)までに金融機関で納付してください。

(2) 納付が確認出来次第、「使用許可証」を発行し、送付します。

※ 期限までに納付がない場合、辞退されたものとみなします。

※ 許可後であっても、墓地の管理運営上許可を取り消すことがあります。

#### 7 使用開始

許可証の発行後の使用開始となります。

墓石等建立の場合は、大きさ等に制限があります。(別紙(墳墓を設置する場合の制限)参照)

また、「墓地工事等施行承認申請書」の提出が必要です。

#### 8 その他

今回の募集区画に申込みの無かった場合は、次のとおり先着で申込みを受け付けます。

ア 期 間 平成30年12月21日(金)～平成30年12月28日(金)

(ただし、土・日・祝日を除く。)

イ 受付時間 8時30分から17時15分まで

ウ 申込場所 呉市役所 環境政策課 (呉市役所7階)

※ 各支所、郵送、電話、FAX、メールでの申込みはできません。

## 9 添付資料

- (1) 位置図 (その1, その2) ——— P 4～
- (2) 全体区画図(空き区画) ——— P 6
- (3) 使用申込書 ——— P 7
- (4) 委任状 ——— P 8
- (5) 辞退届 ——— P 9
- (6) 呉市公園墓地条例 ——— P10～
- (7) 呉市公園墓地条例施行規則 ——— P13～
- (8) 別紙(墳墓を設置する場合の制限) ——— P16

## 10 今後の日程

1	申込受付	平成30年11月12日(月)～平成30年11月30日(金) 持参又は郵送(郵送は必着)
2	「抽選会のお知らせ」送付	平成30年12月11日(火)までに, 抽選が必要な申込者へ 発送
3	抽選会	平成30年12月18日(火) 14:30～ (受付14:00～)
4	使用許可申請	平成30年12月18日(火)～平成30年12月26日(水)
5	使用料等納付期限	平成31年1月16日(水)まで
6	使用許可証発行	使用料等の納付が確認出来次第発行し, 使用者へ発送
7	使用開始	許可年月日以降

〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号

呉市 環境部 環境政策課

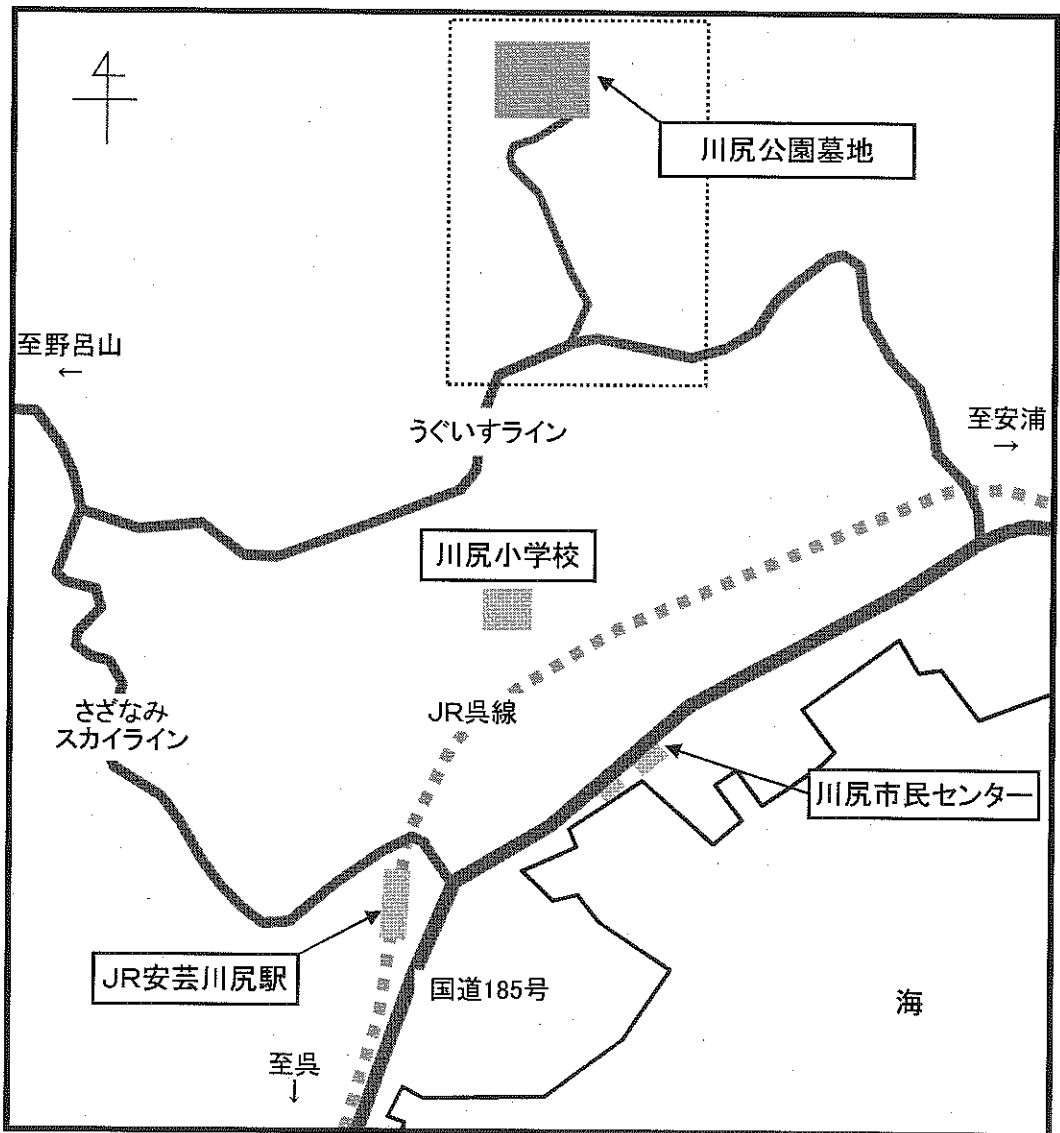
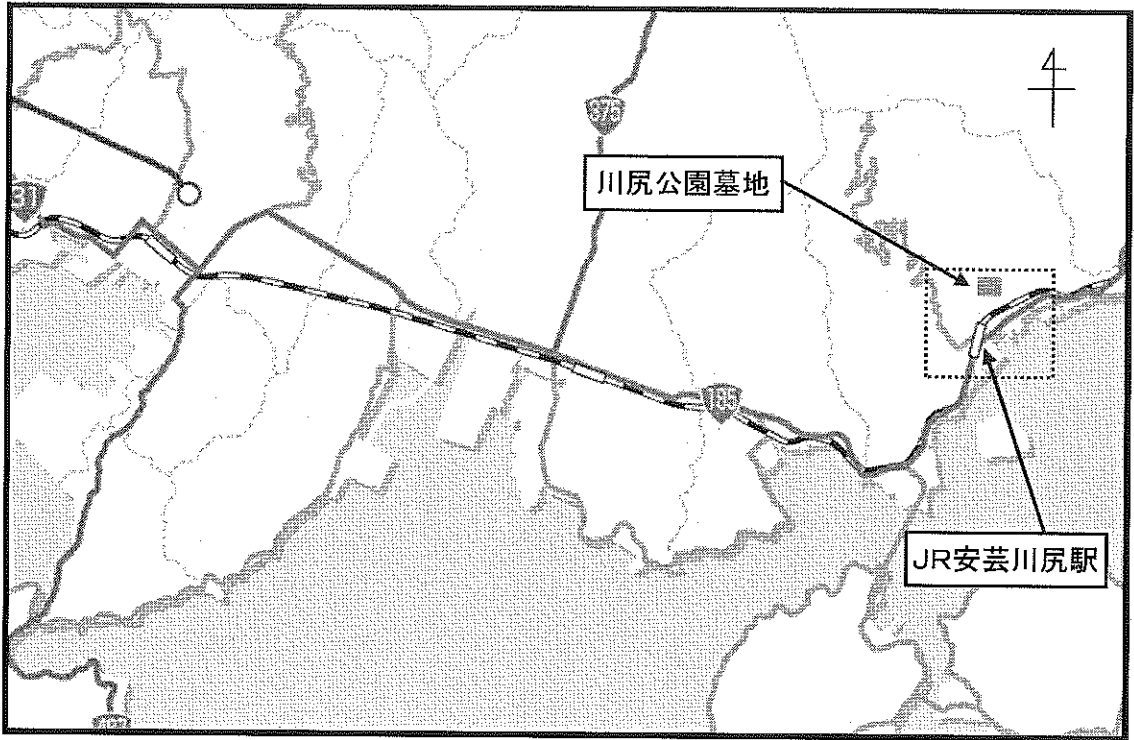
斎場・墓地グループ

TEL: 0823-25-3298

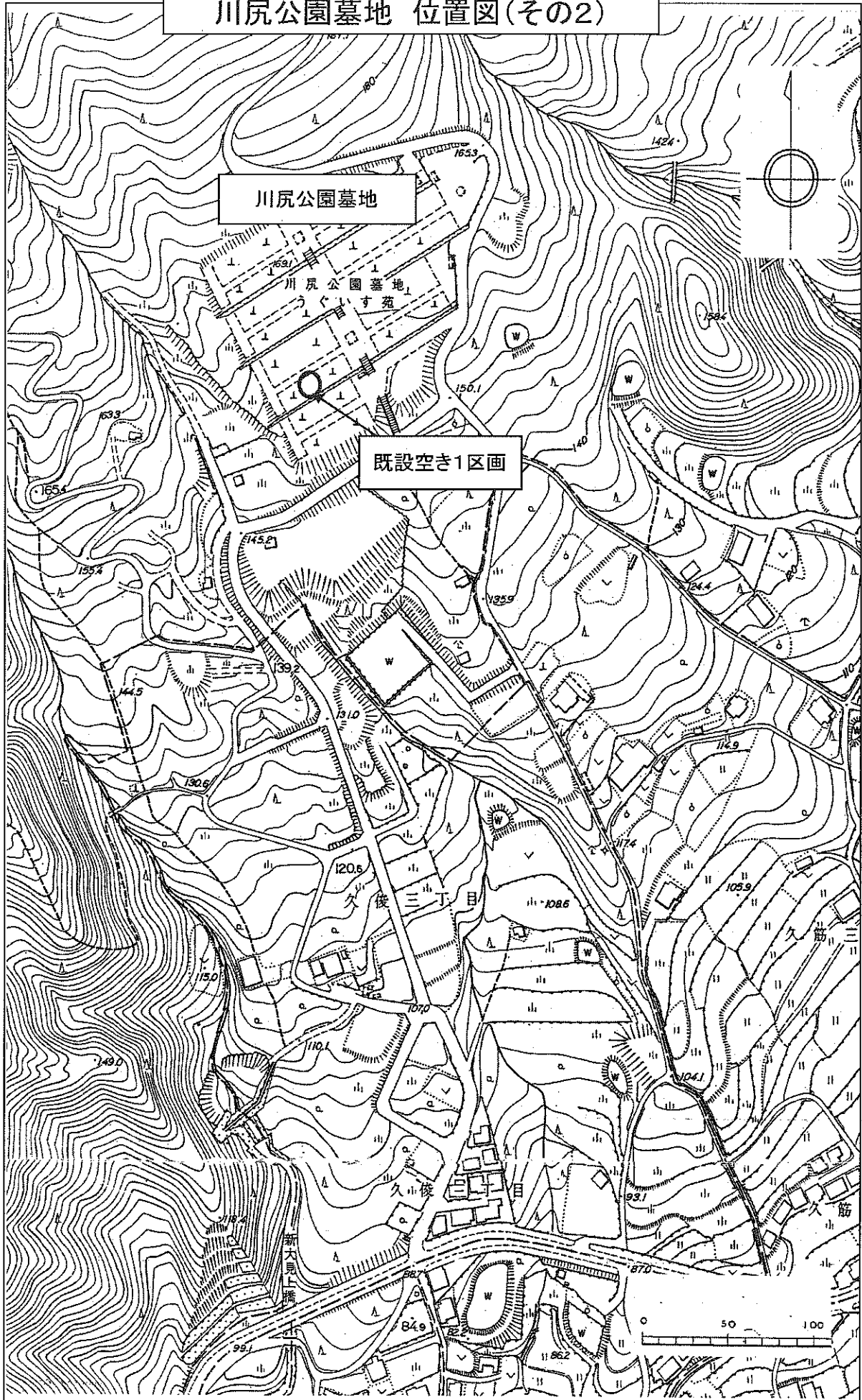
FAX: 0823-32-1621

E-mail: kansei@city.kure.lg.jp

川尻公園墓地 位置図(その1)



川尻公園墓地 位置図(その2)



4	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	31 32 33 34 35 36 37 38 39 40	41 42 43 44 45 46 47 48 49 50
3	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	31 32 33 34 35 36 37 38 39 40	41 42 43 44 45 46 47 48 49 50
2	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	31 32 33 34 35 36 37 38 39 40	41 42 43 44 45 46 47 48 49 50
1	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	31 32 33 34 35 36 37 38 39 40	41 42 43 44 45 46 47 48 49 50

5	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	21 22 23 24 25	26 27 28 29 30 31 32 33 34 35	36 37 38 39 40 41 42 43 44 45	46 47 48 49 50 51 52 53 54 55
4	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	21 22 23 24 25	26 27 28 29 30 31 32 33 34 35	36 37 38 39 40 41 42 43 44 45	46 47 48 49 50 51 52 53 54 55
3	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	21 22 23 24 25	26 27 28 29 30 31 32 33 34 35	36 37 38 39 40 41 42 43 44 45	46 47 48 49 50 51 52 53 54 55
2	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	21 22 23 24 25	26 27 28 29 30 31 32 33 34 35	36 37 38 39 40 41 42 43 44 45	46 47 48 49 50 51 52 53 54 55
1	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	21 22 23 24 25	26 27 28 29 30 31 32 33 34 35	36 37 38 39 40 41 42 43 44 45	46 47 48 49 50 51 52 53 54 55

6	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	21 22 23 24	25 26 27 28 29 30 31 32 33 34	35 36 37 38 39 40 41 42 43 44
5	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	21 22 23 24	25 26 27 28 29 30 31 32 33 34	35 36
4	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	21 22 23 24	25 26 27 28 29 30 31 32 33 34	35 36
3	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	21 22 23 24	25 26 27 28 29 30 31 32 33 34	35 36
2	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	21 22 23 24	25 26 27 28 29 30 31 32 33 34	35 36
1	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	21 22 23 24	25 26 27 28 29 30 31 32 33 34	35 36

4	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	11 12 13 14 15 16 17 18	5	1 2 3 4 5 6 7 8 9
3	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	11 12 13 14 15 16 17 18	4	1 2 3 4 5 6 7 8
2	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	11 12 13 14 15 16 17 18	3	1 2 3 4 5 6 7
1	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	11 12 13 14 15 16 17 18	2	1 2 3 4 5 6
			1	1 2 3

川尻公園墓地 既設空き区画(1区画)

- 1 区画数 1区画(2-1-5)
- 2 面積 5㎡(間口 2m × 奥行 2.5m)
- 3 永代使用料 100万円  
永代管理料 20万円

川尻公園墓地  
全体区画図

# 川尻公園墓地使用申込書

平成 年 月 日申込み

申込者 氏

住所

フリガナ

氏名

連絡先

(自宅) ( ) -

(勤務先等) ( ) -

該当事項に○

- ① 呉市に本籍又は住所がある。
- ② 現在、川尻公園墓地を使用していない。
- ③ 現在、川尻公園墓地を承継して使用している。

川尻公園墓地 使用希望区画

2-1-5

受付印

※ 提出前にこの申込書の写しをとり、控えとしてください。

※ 申込みにおける留意事項

①本記載事項の確認をすることがあります。連絡不能の場合は申込みを取り消すこととなりますので、ご注意ください。

また、申込後の辞退には辞退届が必要です。

②受付期間 平成30年11月12日(月)～平成30年11月30日(金)

環境政策課窓口へ持参、又は郵送のこと(11/30(金)必着)

なお、電話、FAX、メールでの申込みはできません。

※ 抽選会：平成30年12月18日(火) 14:30～

受付は、14:00から。

遅刻・欠席は辞退とみなしますのでご了承ください。

12月11日(火)までに「抽選会のお知らせ」等が届かない場合は、ご連絡ください。

(連絡先) 〒737-8501

広島県呉市中央4丁目1番6号 呉市役所本庁7階

呉市環境部環境政策課 ☎(0823)25-3298

# 委任状

## 【受任者】

住所 \_\_\_\_\_  
私は \_\_\_\_\_ を代理人と定め  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

下記の権限を委任いたします。

## 記

呉市川尻公園墓地の

該当事項に○

- ① 使用申込
- ② 抽選会参加

に関する事

平成 年 月 日

## 【委任者(申込者)】

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(自署)

印



# 辞 退 届

私は、川尻公園墓地使用者募集に申込みをしましたが、以下のことについて  
辞退いたします。

記

呉市川尻公園墓地の

① 使 用 申 込

② 抽 選 会 参 加

該当事項に○

③ 使 用 許 可 申 請

④ その他 ( )

平成 年 月 日

【申込者】

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(自署)

印

○呉市公園墓地条例

平成16年3月15日条例第20号

改正

平成17年3月18日条例第19号

呉市公園墓地条例

(趣旨)

第1条 この条例は、呉市公園墓地（以下「墓地」という。）の設置、管理等について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川尻公園墓地	呉市川尻町大原5574番1
音戸墓園	呉市音戸町綱浜3丁目地内

(使用目的の制限)

第3条 墓地は、墓碑を設置し、及び焼骨を埋蔵する目的以外に使用することができない。

(使用者の資格)

第4条 墓地を使用できる者は、呉市に本籍又は住所を有する者とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第6条 墓地の使用は、使用の許可を受けた者（第10条の規定により使用权を承継した者を含む。以下「使用者」という。）一人につき1区画（5平方メートル）とする。ただし、市長において特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、使用者に対して墓地の管理運営上必要な制限をすることができる。

(使用料及び管理料)

第7条 墓地を新たに使用しようとする者は、別表に定める使用料及び管理料（以下「使用料等」という。）を使用の許可を受ける際に前納しなければならない。

(使用料等の減免)

第8条 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料等を減免することができる。

(使用料等の不還付)

第9条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を還付するものとする。

- (1) 第12条第1項の規定により墓地を返還させたとき 既納の使用料等の全額
- (2) 使用者が第7条の規定により使用料等を納付した日から起算して5年以内に墓地を返還したとき 既納の使用料等の半額

(使用权の承継及び使用权の譲渡の禁止)

第10条 墓地を使用する権利（以下「使用权」という。）は、使用者の死亡その他の理由により当該使用者に代わって祭祀（し）を主宰する相続人、親族又は縁故者（以下「相続人等」という。）に限り、市長の許可を得て承継することができる。

2 前項の規定により承継する場合のほか、使用权を他人に譲渡することはできない。

(使用の許可の取消し)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 墓地を第3条に規定する目的以外に使用したとき。
- (2) 使用权を他人に譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) 関係法令若しくはこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(墓地の返還等)

第12条 市長は、墓地の管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、使用者から墓地を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により墓地を返還させたときは、使用者に対し代替の墓地を交付し、移転に要する費用を補償する。

3 使用者は、墓地が不用になったときは、速やかに市長に届け出るとともに、自己の費用においてこれを原状に回復し、市長に返還しなければならない。

(使用权の消滅)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用权は消滅する。ただし、市長が特別の理由が

あると認めるときは、この限りでない。

- (1) 使用者が死亡してから5年を経過しても相続人等から使用権の承継の申請がないとき。
- (2) 使用者が住所不明となり10年を経過したとき。

(改葬等)

**第14条** 市長は、前条の規定により使用権が消滅したとき又は第11条の規定により使用の許可を取り消したときは、墓碑を移転し、及び墓地に埋蔵された焼骨を一定の場所に改葬することができる。

2 市長は、前条第2号の規定により使用権が消滅した場合において前項の規定による改葬前に相続人等がその墓地の使用を申し出たときは、その者に使用を許可することができる。

(損害の賠償等)

**第15条** 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により墓地の施設その他附属施設又は備品・物品を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 災害、盗難等市の責めに帰さない理由により、墓碑、附属工作物等に損害を受けたときは、市はその責めを負わない。

(委任)

**第16条** この条例に定めるもののほか、墓地の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 付 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に旧川尻町公園墓地の設置及び管理に関する条例（平成10年川尻町条例第1号）の規定によりなされている処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第7条関係）

区分	使用料（1平方メートルにつき）	管理料（1平方メートルにつき）
川尻公園墓地	20万円	4万円
音戸墓園	16万円	3万円

○呉市公園墓地条例施行規則

平成16年3月17日規則第9号

改正

平成24年7月6日規則第32号

呉市公園墓地条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、呉市公園墓地条例（平成16年呉市条例第20号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可の申請)

第2条 条例第5条の規定により墓地の使用の許可を受けようとする者は、墓地使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）に、住民票の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、許可を決定したときは、墓地使用許可証（以下「許可証」という。）を当該申請者に交付するものとする。

(許可証の変更及び再交付)

第4条 前条及び第8条第2項の規定により許可証の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、その住所、本籍若しくは氏名を変更したとき又は許可証を損傷し、汚損し、若しくは紛失したときは、墓地使用許可証（変更・再交付）申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 許可証（紛失により添付できないときを除く。）

(2) 住民票の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、必要事項を審査し、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

(使用の制限)

第5条 条例第6条第2項の規定による制限は、次のとおりとする。

(1) 墓碑類の高さは現況地盤から3.0メートル以下とし、墓地の区画内に石材、ブロック、コンクリート等でその境界を表示する設備（以下「境界石」という。）を築造する場合は、その高さは0.5メートル以下とすること。

- (2) 墓地内に植樹しないこと。
- (3) たき火その他の火災を生じるおそれのある行為をしないこと。
- (4) 展示会、集会その他これらに類する行為をしないこと。
- (5) 広告類を展示し、又は配布しないこと。

(使用料等の減免)

**第6条** 条例第8条の規定により使用料等の減免を受けようとする者(以下「減免申請者」という。)は、使用許可申請書を提出する際に、墓地使用料・墓地管理料減免申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要と認める書類を添付させることができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、墓地使用料・墓地管理料減免(承認・不承認)通知書により減免申請者に通知するものとする。

(使用料等の還付等)

**第7条** 条例第9条ただし書の規定により使用料等の還付を受けようとする者は、墓地使用料・墓地管理料還付申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第12条第3項の規定により墓地を返還しようとする者は、墓地返還届に許可証を添えて市長に提出しなければならない。

(使用権の承継)

**第8条** 条例第10条第1項の規定により使用権を承継しようとする者は、墓地使用権承継申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 前使用者の許可証
- (2) 住民票の写し
- (3) 前使用者との続き柄を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請により使用権の承継を許可したときは、前使用者の許可証を書き換えて当該申請者に交付するものとする。

(許可の取消しの通知)

**第9条** 市長は、条例第11条の規定により使用の許可を取り消したときは、墓地使用許可取消通知書により使用者に通知するものとする。

(埋蔵等の届出)

**第10条** 使用者は、焼骨の埋蔵又は改葬をしようとするときは、墓地埋蔵(改葬)届出書に許可証

及び火葬許可証又は改葬許可証を添えて市長に提出しなければならない。

(工事等の承認)

第11条 使用者は、墓地において墓碑、附属工作物又は境界石（以下「墓碑類」という。）の設置、改修又は撤去をしようとするときは、墓地工事等施工承認申請書に仕様書その他必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、墓地工事等承認書を使用者に交付する。

3 使用者は、第1項の承認を受けた工事又は作業が完了したときは、完了の日から5日以内に墓地工事等完了届を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

(使用者の管理義務)

第12条 使用者は、常に墓地及び墓碑類を清掃し、墓地の美観を損なわないように努めなければならない。

2 使用者は、墓碑類の倒壊、損傷等により、他人に危険又は迷惑を及ぼすおそれのあるときは、速やかに復元又は修理をしなければならない。

3 市長は、使用者に対し墓地及び墓碑類の維持管理について必要な指示をすることができる。

(帳票の様式)

第13条 この規則の施行に関し必要な帳票の様式は、別に定める。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、墓地の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

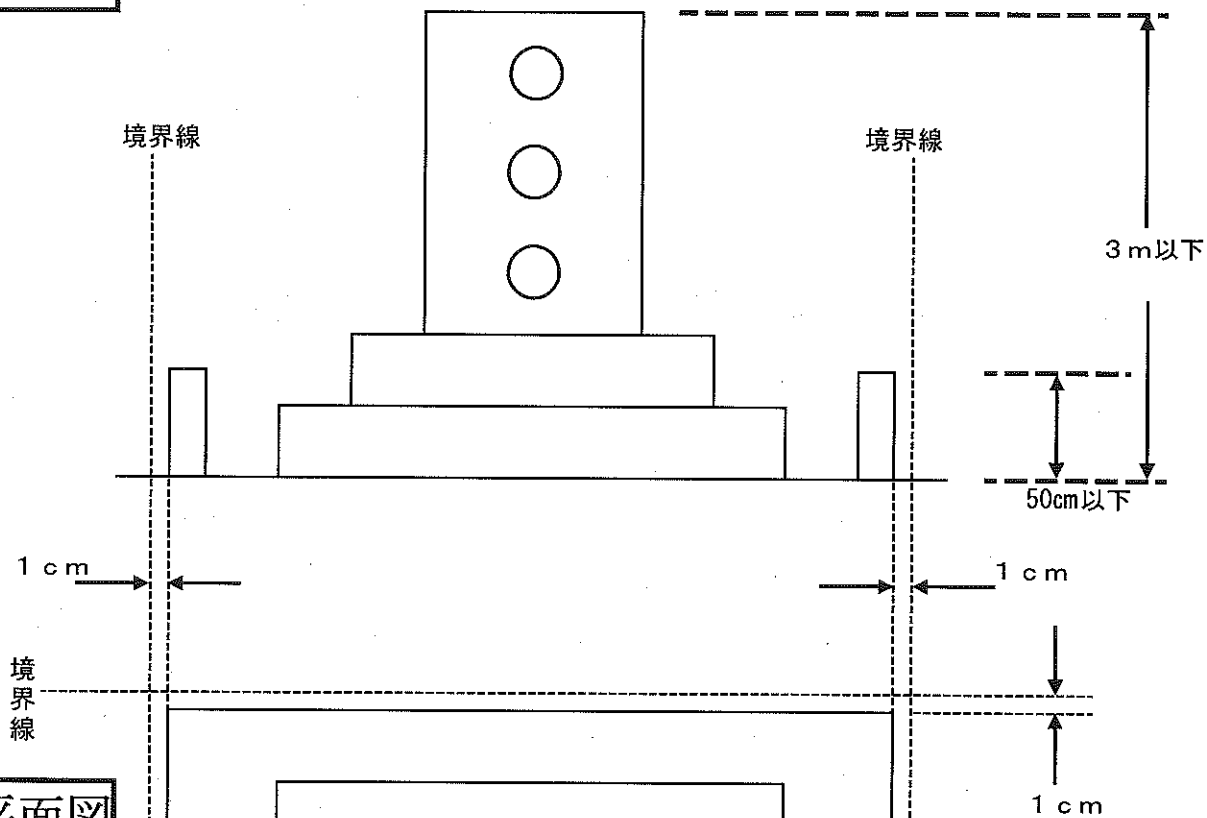
付 則 (平成24年7月6日規則第32号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。ただし、第4条中呉市自動車の臨時運行の許可に関する規則第3条第2項第2号の改正規定及び第5条中呉市いきいきパス交付規則第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

●墳墓を設置する場合の制限等

- (1) 墓石・境界石の設置については、下記図のとおり制限があります。
- (2) 墓地へは、植樹できません。

正面図



平面図

